

八月三日

達丙第十三号

鎮台及び管内各局 軍医本部
但熊本鎮台を除く

第六軍管々下常備帰休諸兵豫備歩兵
同輜重兵并ニ常備豫備輜重輸卒卒業
未卒業業者共悉皆直ニ召集又豫備砲兵
工兵ハ新兵ヲ除キ戦時人負ニ充實スヘキ人負
ヲ直ニ召集可致旨熊本鎮台、相達候條為
心得此旨相達候事

明治十五年八月三日

陸軍卿大山巖代理

参事院議長山縣有朋

陸軍省

0838

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--